

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月21日
【会社名】	SOMPOホールディングス株式会社
【英訳名】	Sompo Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	グループCEO 取締役 代表執行役社長 奥村 幹夫
【最高財務責任者の役職氏名】	グループCFO 執行役専務 瀧田 昌宏
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社グループCEO 取締役 代表執行役社長 奥村 幹夫およびグループCFO 執行役専務 濱田 昌宏は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果をふまえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社ならびに連結子会社および持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社および連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果をふまえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結経常収益と連結総資産（いずれも直近3か年の平均値）の2項目について、概ね3分の2を占める2事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる業務として、「保険取引関連業務」および「資産運用関連業務」に係る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業または業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスは評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

当社子会社である損害保険ジャパン株式会社（以下「損保ジャパン」といいます。）は、保険契約の保険料の調整行為に関し、2023年12月26日、金融庁より業務改善命令を受けました。また、当社および損保ジャパンは、ビッグモーター社（株式会社ビッグモーター、株式会社ピーエムホールディングス、株式会社ピーエムハナテンの3社をいいます。）による自動車保険金不正請求への対応等に関し、2024年1月25日、金融庁より業務改善命令を受けました。

行政処分や社外調査委員会による原因分析・再発防止策の提言を踏まえ、損保ジャパンは、保険料の調整行為に関して2024年2月29日に、当社および損保ジャパンは、自動車保険金不正請求への対応等に関して2024年3月15日に、業務改善計画を金融庁に提出しました。